

令和8年3月13日

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者  
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第 2号

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第4(第10条関係)  (単位 万円)  【別記 参照】 備考 略 表略	別表第4(第10条関係)  (単位 万円)  【別記 参照】 備考 略 表略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

科目	決裁区分					備考
	院長	部長相当職	次長相当職	課長相当職	専任課長相当職	
略						
経費	略					
	修繕料(施設)			<u>130</u> 以下		
略						
改良費						
略						

改正後

科目	決裁区分					備考
	院長	部長相当職	次長相当職	課長相当職	専任課長相当職	
略						
経費	略					
	修繕料(施設)			<u>200</u> 以下		
略						

略						
改良費				200以下		
略						

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。